

## 各種様式

---

廃棄物管理責任者選任(変更)届出書	9
事業系一般廃棄物減量等計画書	11

---

## 関連法令集

---

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)	15
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(抜粋)	17
堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(抜粋)	19

---

## 廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

年 月 日

堺市長 殿

住 所 (所在地)

フリガナ  
氏 名 (名 称)  
(代 表 者 氏 名)

⑩

電話番号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第3項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用大規模建築物の名称		
事業用大規模建築物の所在地		
選任した(変更後の) 廃棄物管理責任者	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号	
	選任(変更)年月日	年 月 日
変更前の廃棄物 管 理 責 任 者	住 所	〒
	フリガナ	
	氏 名	
	連絡先電話番号	

# 廃棄物管理責任者選任(変更)届出書の記入例

※変更がない場合は、提出する必要はありません。

様式第1号(第2条の2関係)

## 廃棄物管理責任者選任(変更)届出書

所有者の住所・氏名(名称)を記入し、必ず押印してください。

00年00月00日

堺市長 殿

住 所(所在地) 堺市堺区南瓦町〇番〇号

封筒の宛名タックシール内右下に記載の(No.\*\*\*\*)を名称の後に記入してください。

フリガナ  
氏 名(名 称) 〇〇不動産(株) 関西支社  
(代表者氏名) 代表取締役社長 堺 太郎  
電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

代表者印

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第3項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業用大規模建築物の名称	堺〇〇〇ビル	No.****	廃棄物管理責任者が常駐する勤務場所などの連絡先を記入してください。
事業用大規模建築物の所在地	堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号		
選任した(変更後の)廃棄物管理責任者	住 所	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号	建物全体の廃棄物の管理に関して所有者より選任された人(フリガナも必ず記入してください。)
	フリガナ	サカイ ハナコ	
	氏 名	〇〇課 堺 花子	廃棄物管理責任者が常駐する勤務場所などの連絡先を記入してください。
	連絡先電話番号	(〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇	
選任(変更)年月日	平成00年 00月 00日		
変更前の廃棄物管理責任者	住 所	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号	この届の提出期限は、選任の日より30日以内です。
	フリガナ	サカイ ジロウ	
	氏 名	〇〇課 堺 二郎	
	連絡先電話番号	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	

廃棄物管理者は廃棄物の総括管理の出来る方をお願いします。

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表面)

## 事業系一般廃棄物減量等計画書

年 月 日

堺市長 殿

住 所 (所在地)

フリガナ  
氏 名 (名 称)  
(代 表 者 氏 名)

印

電話番号

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第4項及び堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則第2条の3第2項の規定により、次のとおり本計画書を提出します。

事業用大規模建築物の概要	名 称							
	所 在 地	〒						
	所 有 者	竣工年月日			年 月 日			
		床面積の合計			㎡ (地上 階・地下 階)			
	用 途	床面積	数	従事人数	用 途	床面積	数	従事人数
	事 務 所	㎡			宿泊施設	㎡		
	店 舗	㎡			集客施設	㎡		
工 場	㎡			学 校	㎡			
倉 庫	㎡							
医療・福祉	㎡							
保管場所		ご み			再利用 (再資源化) 対象物			
	保管場所	箇所 ㎡			箇所 ㎡			
	構 造							
	容 器							
	収集頻度							
廃棄物管理責任者		フリガナ 氏 名			電話番号			

# 事業系一般廃棄物減量等計画書の記入例

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表面)

## 事業系一般廃棄物減量等計画書

所有者の住所・氏名  
(名称)を記入し、  
必ず押印してください。

00年00月00日

堺市長 殿

住 所 (所在地) 堺市堺区南瓦町〇番〇号

封筒の宛名タックシール内右下  
に記載の(No.\*\*\*\*)を名称の  
後に記入してください。

フリガナ  
氏 名 (名 称) 〇〇不動産(株) 関西支社 代表者  
印  
(代表者氏名) 代表取締役社長 堺 太郎  
電話番号 (〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例第12条第4項及び堺市廃棄物の減量化及び  
適正処理に関する規則第2条の3第2項の規定により、次のとおり本計画書を提

住居部分以外  
の延床面積を  
記入してくだ  
さい。  
(小売店舗につ  
いては、大規模  
小売店舗立地法  
に基づく面積。)  
(2ページ参照)

事業用大規模建築物の概要	名 称	堺〇〇〇ビル No.**** (業種名)						
	所在地	〒590-0000 堺市堺区〇〇町〇丁〇番〇号						
	所有者	堺 太郎	竣工年月日	平成12年 3月 4日				
			床面積の合計	5,500㎡ (地上 3階・地下 1階)				
	用 途	床面積	数	従事人数	用 途	床面積	数	従事人数
	事務所	1,500㎡	1社	10人	宿泊施設	㎡		
店舗	3,500㎡	3店	30人	集客施設	㎡			
工場	㎡			学 校	㎡			
倉庫	500㎡							
医療・福祉	㎡							

業種名を記入してください。  
(例)製造業・卸売業・小売業・  
医療・運輸業・倉庫業・金融  
業・保険業・宿泊業・教育・公  
務・その他(具体的に業務内  
容を記入ください。)

焼却対象ごみ及び再利用対  
象物ごとに、保管場所の面  
積等を記入してください。

保管場所		ご み	再利用(再資源化)対象物
	保管場所	2箇所 10㎡	1箇所 5㎡
	構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
	容 器	0.6㎡コンテナボックス 5個	0.6㎡コンテナボックス 2個
	収集頻度	毎日(年始を除く)	週2回

	フリガナ 氏 名	電話番号
廃棄物管理責任者	サカイ ハナコ 〇〇課 堺 花子	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇

所属部署名の記入を  
お願いします。

建物全体の廃棄物の管理に関して所有  
者より選任された人。  
(フリガナも必ず記入してください。)

(裏面)

前年度実績						
年度 ( 年 4 月 ~ 年 3 月 )						
		廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化) (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C) × 100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先
紙類	新聞	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	OA用紙・その他の紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	機密書類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ①	トン/年	トン/年	トン/年	%	
生ごみ類	厨芥類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	魚あら	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	野菜くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ②	トン/年	トン/年	トン/年	%	
その他	木くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	繊維くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑ごみ(燃やすごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ③	トン/年	トン/年	トン/年	%	
総合計 (①+②+③)		トン/年	トン/年	トン/年	%	

当該年度計画						
年度 ( 年 4 月 ~ 年 3 月 )						
		廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化) (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C) × 100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先
紙類	新聞	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑誌	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	段ボール	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	OA用紙・その他の紙	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	機密書類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ①	トン/年	トン/年	トン/年	%	
生ごみ類	厨芥類	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	魚あら	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	野菜くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ②	トン/年	トン/年	トン/年	%	
その他	木くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	繊維くず	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	雑ごみ(燃やすごみ)	トン/年	トン/年	トン/年	%	
	(小計) ③	トン/年	トン/年	トン/年	%	
総合計 (①+②+③)		トン/年	トン/年	トン/年	%	

減量のために実施していること。	減量のために計画していること。

**記入上の留意事項**

この計画書は、廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理のために提出していただくものであり、今年度計画においては前年度実績に比して各項目に改善がうかがえるよう記入のうえ目標達成に向け、ご努力願います。

**※記入単位はtです。数値は小数第一位まで記入してください。**

総排出量(トン)のうち、廃棄し、焼却した重量を記入してください。

総排出量(トン)のうち、再利用・再資源化した重量を記入してください。

分別できない場合は、一括して「OA用紙・その他の紙」欄に記入してください。

必ず一般廃棄物収集運搬業者を記入してください。  
また、自己処理・自己搬入の場合は自己処理または自己搬入と記入してください。

再利用・再資源化に適さない紙くずやポロ布など、市の清掃工場に搬入した重量を記入してください。  
雑ごみ=再利用・再資源化ができない一般廃棄物。

必ず一般廃棄物収集運搬業者を記入してください。  
また、自己処理・自己搬入の場合は自己処理または自己搬入と記入してください。

(裏面)

前年度実績						
00年度(00年4月～00年3月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化)量 (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C)×100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	2.5	2.5	100	〇〇紙源	
	雑誌	1	1	100	〃	
	段ボール	12	12	100	〃	
	OA用紙・その他の紙	0.5	5.5	6	92	〃
	機密書類	2	6	8	75	〃
(小計) ①	2.5	27	29.5	92		
生ごみ類	厨芥類	8.5			〇〇収集運搬業者	
	魚あら	5.4	5.4	100	(有)魚あら	
	野菜くず	2.3	2.3	100	〇〇環境サービス	
	(小計) ②	8.5	7.7	16.2	48	
その他	木くず	0.5	1.5	2	75 (株)再資源〇〇、堺市クリーンセンター	
	繊維くず	1.5	2.5	4	63 (株)〇〇繊維、堺市クリーンセンター	
	雑ごみ(燃やすごみ)	18		18	(株)〇〇興業	
	(小計) ③	20	4	24	17	
総合計 (①+②+③)	31	38.7	68.7	56		

当該年度計画						
00年度(00年4月～00年3月)						
	廃棄した量 (トン/年) A	再利用(再資源化)量 (トン/年) B	総排出量 (トン/年) C (A+B)	資源化率 (%) (B/C)×100	一般廃棄物収集運搬業者 又は持込先	
紙類	新聞	2	2	100	〇〇紙源	
	雑誌	0.8	0.8	100	〃	
	段ボール	10	10	100	〃	
	OA用紙・その他の紙	0.4	4.8	5.2	92	〃
	雑ごみ	1.6	5	6.6	76	〃
(小計) ①	2	22.6	24.6	92		
生ごみ類	厨芥類	3.4		3.4	〇〇収集運搬業者	
	魚あら	5.3	5.3	100	(有)魚あら	
	野菜くず	2.7	2.7	100	〇〇環境サービス	
	(小計) ②	3.4	8	11.4	70	
その他	木くず	0.4	1.2	1.6	75 (株)再資源〇〇、堺市クリーンセンター	
	繊維くず	1.4	2.3	3.7	62 (株)〇〇繊維、堺市クリーンセンター	
	雑ごみ(燃やすごみ)	16		16	(株)〇〇興業	
	(小計) ③	17.8	3.5	21.3	16	
総合計 (①+②+③)	23.2	34.1	57.3	60		

減量のために実施していること。 両面コピーの励行と電子メールの活用。業務用生ごみ処理機を導入して、ごみの減量に努めている。	減量のために計画していること。 各部署やテナントごとに廃棄物担当者を設置し、適正な分別排出に努める。ごみの減量や資源化に関する社内会議、社内研修を定期的実施する。
--	--

ごみの減量・リサイクルに対する取り組みなどを具体的に記入してください。



## 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)

### (目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

### (市町村の処理等)

#### 第6条の2

4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。

7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

### (報告の徴収)

第18条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者(市町村が第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあっては、管理者を含む。)又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター(中略)に対し、廃棄物(中略)の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理(中略)に関し、必要な報告を求めることができる。



(立入検査)

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物（中略）の収集、運搬若しくは処分を業とする者（中略）の事務所、事業場、（中略）一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地（中略）に立ち入り、廃棄物（中略）の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理（中略）に関し、帳簿書類その他の物件を検査（中略）させることができる。

- 3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物再生事業者)

第20条の2 廃棄物の再生を業として営んでいる者は、その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するときは、環境省令で定めるところにより、その事業場について、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 2 前項の登録に関して必要な事項は、政令で定める。
- 3 第一項の登録を受けた者でなければ、登録廃棄物再生事業者という名称を用いてはならない。
- 4 市町村は、第一項の登録を受けた者に対し、当該市町村における一般廃棄物の再生に関して必要な協力を求めることができる。

# 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例(抜粋)

## (目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

## (事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。
  - 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し市の施策に協力しなければならない。

## (事業者の減量義務)

- 第9条 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品等の開発、製品等の修理体制の確保等廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。
  - 4 事業者は、その製品等が不用となった場合において、再利用の可能な物の回収等に努めなければならない。

## (再利用の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用を促進しなければならない。

## (適正包装等)

- 第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない。
- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進を図らなければならない。
  - 3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をしようとする場合には、その回収等に努めなければならない。

## (事業用大規模建築物の所有者等の義務)

- 第12条 事業の用に供する大規模な建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者(区分所有に係る事業用大規模建築物にあつては、事業の用に供しない部分のみの区分所有権を有する者を除く。以下同じ。)は、再利用の可能な物の分別及び再利用を促進すること等により、事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。
- 2 事業用大規模建築物の占有者は、前項の規定による事業系一般廃棄物の減量について、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
  - 3 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
  - 4 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。

(改善勧告及び公表)

- 第13条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が、前条各項のいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 2 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前項の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(収集及び受入れの拒否)

- 第14条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第2項の規定による公表をされた後において、なお、同条第1項の規定による勧告に従わないときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集及び本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(一般廃棄物の処理)

- 第16条
- 3 事業者は、第21条第1項に定めるところによるほか、その事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
- 4 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

(占有者の責務)

- 第19条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土地又は建物から排出する一般廃棄物を保管するため、当該一般廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように容器又は設備を設けるとともに、当該容器又は設備を常に清潔にしておかななければならない。
- 2 占有者は、前項の容器又は設備については、一般廃棄物の移替えが容易なものとし、かつ、移替えが便利な場所に設けなければならない。

(処理の申込み)

- 第21条 占有者は、自ら運搬し、又は処分しなければならない一般廃棄物のうち、市長において当該作業が困難であると認めるものを除くほか、その処理を市長に申し込むことができる。

(清潔の保持)

- 第25条 占有者は、その土地又は建物の清潔を保ち、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。
- 2 市長は、土地又は建物の清潔が保たれていないため生活環境の保全上支障があると認めるときは、その占有者に対し必要な措置を命ずることができる。
- 3 土木、建築等の工事の施行者は、都市の美観を損なわないように、当該工事に伴い生じた土砂、がれき、廃材等を適正に処理しなければならない。

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則(抜粋)

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びに定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について必要な事項を定め、併せて条例の施行について必要な事項を定める。

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第12条第1項に規定する事業用大規模建築物(以下単に「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 事業の用に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(廃棄物管理責任者の選任等)

第2条の2 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任については、事業用大規模建築物の管理について権限を有する者のうちから、当該事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任については、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、事業用大規模建築物の所有者又は事業者が同一の者である場合で、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその業務の遂行に支障がないと認められるときは、この限りでない。

3 条例第12条第3項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、選任した日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届(様式第1号)を提出することにより行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(計画書の作成及び提出)

第2条の3 条例第12条第4項の規定による計画書の作成は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間における計画について行わなければならない。

2 前項の計画書は、事業系一般廃棄物減量等計画書(様式第1号の2)により毎年5月31日までに市長に提出しなければならない。

※堺市の条例・規則等については、「堺市例規データベース」からご覧になれます。

堺市ホームページ

<http://www.city.sakai.lg.jp>

市政情報内の「その他市政情報 条例・規則・広報など」





堺市環境マスコットキャラクター

ムーちゃん

事業系一般廃棄物  
(減量化・資源化)

計画書作成の手引書  
(事業用大規模建築物の所有者・占有者・管理者の方へ)

---

平成31年2月発行

編集・発行

堺市環境局 環境事業部 資源循環推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL 072-228-7479 (直通)

FAX 072-228-7063 (共用)

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---